



教職員のメンタルヘルスの保持・増進

[今後の方向と目標]

学校をめぐる様々な教育課題への対応が求められる中、ストレスなどにより心身に変調を来す教職員がいる状況を踏まえ、教職員がその能力を発揮できるよう、メンタルヘルスの保持・増進のための対策が求められている。

このため、学校経営において教職員の心身の健康管理に配慮し、教職員の精神性疾患を未然に防止するとともに、そうした状況に立ち至った教職員に対しては職場復帰をサポートする体制を整備する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

教職員のメンタルヘルス対策事業の充実

[施策の取組]

教職員のメンタルヘルス対策を推進し、精神疾患の未然防止及び再発防止に向けた支援体制を強化する。

[これまでの主な取組]

職場復帰トレーニング事業

精神疾患により病気休暇又は休職中の教員の職場復帰にあたり、復帰後の再発を防止し、円滑に職場復帰ができるよう医療機関において専門家チームによるグループ指導を行う。

プレ出勤制度

精神疾患により長期間病気休暇又は休職中の教職員の復帰・復職に対する不安を解消し、職務への適切な対応が可能となるよう、正式に職場復帰する前に学校現場に出勤し、段階的に勤務に慣れさせることで円滑な職場復帰を図る。

教職員の元気な心づくり対策事業（～H21）

精神疾患により病気休暇又は休職中の職員に対して早期復帰と再発防止のための制度の充実を図るとともに、学校における教職員のストレス要因の調査分析を行い、ストレス要因の改善を図る。

教職員メンタルヘルス支援事業（H21：教職員メンタルヘルス対策支援事業）

療養者を中心とした支援に加えて、精神疾患の早期発見・早期対応のための支援を実施する。

教職員職場復帰支援事業（H22～）

療養者の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰支援員を配置する。